



## 議第 2 号議案

### 宮代翔太議員に対する問責決議

加須市議会は、市民の信託を受けて活動する市民の代表機関・議事機関であり、加須市議会議員は、「加須市議会基本条例」を議会の最高規範として、自分を律し、行動しなければならない。

特に、第 6 条第 1 項に「議員は、品位と高い倫理性を保持し、誠実かつ公平に職務を遂行するものとする」とされている。

まさに、加須市議会議員は、市民に寄り添い、市民の負託を受け、市民のために行動しなければならないとされている。

加須市民より、今期定例会に加須市議会 宮代翔太議員に対する陳情書「加須市議会の品位や秩序を乱す発言・行動等への善処に関する陳情」が提出され、理由として、「市内外はもとより、加須市民のひとりとしても非常に遺憾であり、加須市議会として、こうした行為を早急に善処されるように」とあり、加須市議会は、その理由に賛同し採択とした。

採択の論拠は、地方自治法第 132 条「議会の会議においては、議員は無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない」との規定に反していると判断されたことによる。

採択から、加須市議会は、市民からの陳情の理由に沿って行動する必要がある。

宮代翔太議員の言動である昨年来の雑誌等の媒体により掲載された内容は、加須市議会のみならず、地方議会、議員を巻き込んだものとなり、市民からの信頼を著しく損ね、疑義を持たせるものとなった。

よって、加須市議会は、この事態の重大さに鑑み、宮代翔太議員の市議会議員としての責任を問うものである。

以上、決議する。

令和 7 年 3 月 21 日

埼玉県加須市議会

令和 7 年 3 月 21 日提出

提出者	加須市議会議員	関	口	孝	夫
賛成者	加須市議会議員	大	内	清	心
	同	齋	藤	理	史
	同	中	島	正	和
	同	赤	坂	和	洋
	同	山	下	雄	希
	同	佐	伯	由	恵